



目 次

告 示	ページ
◎地方自治法第153条第1項の規定に基づき づく知事の権限に属する事務の委任（行政管理課）	1
◎寄附金税額控除の対象となる寄附金 （控除対象寄附金）の指定（税 務 課）	1
○県統計調査の実施（統計分析課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係 る通知の掲示（治山林道課）	1
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	3
○道路の区域変更（3件）（道 路 課）	4
○道路の供用開始（2件）（ " ）	4
○都市計画事業の施行（都市計画課）	4
◎告示（指定金融機関等の名称、位置） の一部改正（会計管理課）	5
公 告	
○平成31年度調理師試験の実施（健康長寿政 策課）	5
○土地改良区の役員の就任（農業基盤課）	5
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	5
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関 し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数 の50分の1の数（3・5 掲示）	5
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をす る場合の選挙権を有する者の必要な数（" ）	5
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区に おける選挙権を有する者の総数の3分の1の数（" ）	5
高知県人事委員会規則	
◎警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則	6
----- 告 示 -----	
高知県告示第165号	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。 平成31年3月15日	

高知県知事 尾崎 正直

- 委任する事務
地方自治法第149条第6号に規定する財産の処分に関する事務のうち、次に掲げる土地の売却に係る契約を締結する事務
(1) 吾川郡いの町枝川字揚土1328番地3
(2) 吾川郡いの町枝川字岡ヶハナ2253番地4
(3) 吾川郡いの町枝川字岡ヶハナ2248番地7

- 委任する相手方
高知県土木部長
- 委任する年月日
平成31年3月15日

高知県告示第166号

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第39条の2第3号エの規定により控除対象寄附金の指定をしたので、高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第34条の3第4項の規定により次のとおり告示する。
平成31年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 控除対象寄附金の指定年月日
平成31年2月28日
- 控除対象寄附金の名称又はこれに準ずるもの
独立行政法人国立病院機構に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金
- 控除対象寄附金に係る法人の名称、代表者の職名及び氏名、主たる事務所の所在地並びに県内の主たる業務を行う事業所の名称及び所在地
(1) 法人の名称
独立行政法人国立病院機構
(2) 代表者の職名及び氏名
理事長 楠岡 英雄
(3) 主たる事務所の所在地
東京都目黒区東が丘二丁目5番21号
(4) 県内の主たる業務を行う事業所の名称及び所在地
独立行政法人国立病院機構高知病院
高知市朝倉西町一丁目2番25号

高知県告示第167号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成31年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
平成31年度自主防災組織の組織率等に関する調査
- 調査の目的
県内自主防災組織の市町村ごとの組織率等を把握し、南海トラフ地震対策を推進する上での基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

- 地域
県内全域
- 単位
市町村
- 属性
県内の市町村

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

- 報告を求める事項
ア 世帯数
イ 自主防災組織数
ウ 自主防災組織加入世帯数
エ 沿岸部の管内世帯数
オ 沿岸部の自主防災組織数
カ 沿岸部の自主防災組織加入世帯数
キ 未設立の自主防災組織数
ク 自主防災組織連絡協議会の有無
ケ 自主防災組織の組織形態
コ 家具転倒防止対策の補助要綱策定状況
サ 自主防災組織の名称
シ 自主防災組織の所在地区名
ス 自主防災組織の所在地区の津波浸水域内外の別
セ 自主防災組織の設立年度
ソ 自主防災組織加入世帯数
タ 県補助金の活用年度
チ 自主防災組織の活動の内容、参加人数及び実施月
- その基準となる期間
平成31年4月1日

5 報告を求める者

- 数
34市町村
- 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織
県が市町村に直接報告を求める。
- 調査方法
オンライン調査

7 報告を求める期間

平成31年4月1日から同月15日まで

高知県告示第168号

平成30年9月高知県告示第755号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を高知市役所及び関係町

役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成31年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村長澤131番地28
イ 氏名
山中 命次
- (2)ア 登記簿記載の住所
高岡郡仁淀村川渡7112番地
イ 氏名
西森 好春
- (3)ア 登記簿記載の住所
高岡郡仁淀村川渡7231番地
イ 氏名
西森 正満
- (4)ア 登記簿記載の住所
高岡郡仁淀村川渡6936番地
イ 氏名
西森 和信
- (5)ア 登記簿記載の住所
高岡郡別府村川渡7243番地ロ
イ 氏名
西森 茂喜
- (6)ア 登記簿記載の住所
高岡郡別府村川渡7090番地
イ 氏名
西森 亀子
- (7)ア 登記簿記載の住所
大阪府守口市大庭町一丁目22番13号
イ 氏名
柳本 愛子
- (8)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷21番地
イ 氏名
山川 幸十郎
- (9)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷7番地
イ 氏名
藤原 安次
- (10)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
伊藤 織治
- (11)ア 登記簿記載の住所

- 吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
伊藤 能次
- (12)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
岡林 嘉太夫
- (13)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
岡林 兼平
- (14)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
山川 熊弥
- (15)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
山川 良次
- (16)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
山中 岩次
- (17)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
山中 虎太郎
- (18)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
山中 倉次
- (19)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
山本 芳太郎
- (20)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
松本 善平
- (21)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
川崎 清
- (22)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷

- イ 氏名
川崎 亘
- (23)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
藤原 喜代平
- (24)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
藤原 久松
- (25)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
藤原 兼松
- (26)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
藤原 作次
- (27)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
藤原 時次
- (28)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
藤原 清次
- (29)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
藤原 善弥
- (30)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
藤原 惣次
- (31)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
藤原 馬作
- (32)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名
藤原 文蔵
- (33)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町入江谷
イ 氏名

<p>(34)ア 藤原 万吉 登記簿記載の住所 吾川郡池川町入江谷 イ 氏名 藤原 廣次</p> <p>(35)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村大渡265番地 イ 氏名 北古味 留広</p> <p>(36)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村大渡265番地 イ 氏名 北古味 留広</p> <p>(37)ア 登記簿記載の住所 高知市榎山町10番38号 イ 氏名 西森 富喜</p> <p>(38)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1603番地 イ 氏名 川村 隆男</p> <p>(39)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1631番地 イ 氏名 筒井 武則</p> <p>(40)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村樅ノ木山57番屋敷 イ 氏名 玉川 喜四郎</p> <p>(41)ア 登記簿記載の住所 高知市赤石町46番地3 イ 氏名 玉川 道宣</p> <p>(42)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村枝川 イ 氏名 村岡 國太</p> <p>(43)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村津賀谷54番屋敷 イ 氏名 田中 市衛</p> <p>(44)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙1872番地 イ 氏名 隅田 梅尾</p>	<p>(45)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙1841番地 イ 氏名 隅田 隆寿</p> <p>(46)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙1841番地 イ 氏名 隅田 隆壽</p> <p>(47)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川柳野884番地 イ 氏名 筒井 智恵子</p> <p>(48)ア 登記簿記載の住所 吾川郡神谷村神谷200番屋敷 イ 氏名 尾崎 稲美</p> <p>(49)ア 登記簿記載の住所 吾川郡神谷村神谷200番屋敷 イ 氏名 尾崎 美範</p> <p>(50)ア 登記簿記載の住所 吾川郡神谷村神谷1843番地 イ 氏名 尾崎 稲美</p> <p>(51)ア 登記簿記載の住所 高知市中奏泉寺125番地 イ 氏名 川井 福子</p> <p>(52)ア 登記簿記載の住所 岐阜市藪田中二丁目1番17-203号 イ 氏名 西峯 一志</p> <p>(53)ア 登記簿記載の住所 兵庫県宝塚市山本野里三丁目14番405号 イ 氏名 青木 孝一</p> <p>(54)ア 登記簿記載の住所 兵庫県宝塚市山本野里三丁目14番405号 イ 氏名 青木 千早</p> <p>(55)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町土居79番地 イ 氏名 澤田 あかね</p> <p>(56)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>土佐郡鏡村草峰163番地 イ 氏名 宮本 菊</p> <p>(57)ア 登記簿記載の住所 土佐郡鏡村狩山503番地 イ 氏名 山本 莊三</p> <p>(58)ア 登記簿記載の住所 高岡郡別府村川渡7231番地 イ 氏名 西森 正満</p> <p>(59)ア 登記簿記載の住所 吾川郡神谷村加田34番屋敷 イ 氏名 井上 猪太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。 昭和58年6月農林水産省告示第829号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第169号 安芸市古井の一部地区、須崎市桑田山甲の一部地区、香南市野市町中ノ村、中山田及び東野の各一部地区、安芸郡東洋町河内の一部地区、吾川郡いの町中追、高藪及び大森の各一部地区並びに高岡郡越知町南ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。 平成31年3月15日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査を行った者の名称 (1) 安芸市 (2) 須崎市 (3) 香南市 (4) 東洋町 (5) いの町 (6) 越知町</p> <p>2 調査を行った地域及び時期 (1) 安芸市古井の一部 平成28年度及び平成29年度 (2) 須崎市桑田山甲の一部</p>
--	--	---

- 平成28年度及び平成29年度
- (3) 香南市野市町中ノ村、中山田及び東野の各一部
平成25年度から平成27年度まで
- (4) 安芸郡東洋町河内の一部
平成23年度及び平成24年度
- (5) 吾川郡いの町中追、高萩及び大森の各一部
平成27年度から平成29年度まで
- (6) 高岡郡越知町南ノ川の一部
平成26年度及び平成27年度

3 成果の名称

- (1) 安芸市地籍図及び地籍簿
- (2) 須崎市地籍図及び地籍簿
- (3) 香南市地籍図及び地籍簿
- (4) 東洋町地籍図及び地籍簿
- (5) いの町地籍図及び地籍簿
- (6) 越知町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成31年3月15日

高知県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年3月15日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鳥越字針ノ木 129番3	前	7.0 }	41
		9.4	
	後	7.0 }	41
		7.3	

高知県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年3月15日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町越知字 我羅谷乙2282番1か ら 高岡郡越知町越知字 我羅谷乙2280番1ま で	前	6.6 }	87
		18.0	
高岡郡越知町越知字 樗木乙760番2から 高岡郡越知町越知字 我羅谷乙2280番1ま で	後	11.1 }	87
		27.1	

高知県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年3月15日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村下分字 竹ヶ谷2566番1から 高岡郡日高村下分字 竹ヶ谷2567番2まで	前	3.5 }	50
		5.5	
	後	7.0 }	50
		7.5	

高知県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年3月15日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町土居字イツ チキ甲633番3	23	平成31年3月15 日

高知県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年3月15日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村下分字竹ヶ谷 2566番1から 高岡郡日高村下分字竹ヶ谷 2567番2まで	50	平成31年3月15 日
高岡郡日高村柱谷字堂ノ元 341番1から 高岡郡日高村柱谷字堂ノ元 636番12まで	170	平成31年3月15 日

高知県告示第175号

都市計画事業を次のとおり施行するので、都市計画法（昭和43
年法律第100号）第66条の規定により公告する。

平成31年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 都市計画事業の種類及び名称
高知広域都市計画道路事業（3・4・30号旭駅城山町線）

2 施行者の名称
高知県

3 事務所の所在地
高知市稲荷町11番26号 高知県高知土木事務所

4 事業地の所在
(1) 取用の部分
高知市旭駅前町及び旭町二丁目地内
(2) 使用の部分
なし

高知県告示第176号
昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成31年3月18日から施行する。
平成31年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中

「	神田	」	昭
和50年1月4日	」		
を	神田	」	昭
「	南国	」	平
和50年1月4日	」		
成31年3月18日	」		

に改める。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成31年度調理師試験を次のとおり行う。
なお、調理師試験の実施に関する事務は、同条第2項の規定により指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。
平成31年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験の日時
平成31年10月12日（土）午後1時30分から

2 試験の場所
(1) 高知会場

高知市朝倉戊375番地1 高知県立ふくし交流プラザ

(2) 安芸会場
安芸市本町三丁目11番5号 安芸商工会館

(3) 幡多会場
四万十市右山五月町7番40号 J A 高知県幡多地区本部会館

3 受験願書の提出期間
平成31年5月13日（月）から同年6月7日（金）までの間に受け付ける。
なお、郵送による場合は、平成31年6月7日付けの消印のあるものまで受け付ける。

4 受験願書の提出先
東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 J A C C ビル5階（郵便番号103-0012）
公益社団法人調理技術技能センター

5 受験願書の配付時期等
平成31年5月13日から同年6月7日までの間に、県内の各福祉保健所及び高知市保健所、高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー並びに県内の各市町村窓口において配付する。

6 その他
(1) 受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書により指示する。
(2) 詳細については、公益社団法人調理技術技能センター（電話番号03-3667-1815）に問い合わせること。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香美市永野土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。  
平成31年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名 | 氏 名   | 住 所            |
|----|-------|----------------|
| 理事 | 吉川 元水 | 香美市香北町永野1894番地 |
| 〃  | 竹村 純吉 | 〃 〃 276番地      |
| 〃  | 谷内 久男 | 〃 〃 2165番地2    |
| 〃  | 吉村 隆雄 | 〃 〃 292番地      |
| 〃  | 谷内 正史 | 〃 〃 2160番地1    |
| 〃  | 山崎 伸一 | 〃 〃 1639番地     |
| 監事 | 谷内 誠英 | 〃 〃 2234番地     |
| 〃  | 濱崎 安正 | 〃 〃 493番地      |
| 〃  | 光富 敬明 | 〃 〃 1792番地     |

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更

の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。
平成31年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 都市計画の種類
高知広域都市計画地区計画（大津京免工業団地地区計画）

2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第8号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,276人である。
平成31年3月5日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第9号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、168,962人である。
平成31年3月5日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第10号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成31年3月5日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	92,874人
室戸市・東洋町選挙区	4,802人
安芸市・芸西村選挙区	6,176人
南国市選挙区	13,295人
土佐市選挙区	7,716人
須崎市選挙区	6,252人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,880人

土佐清水市選挙区	4,105人
四万十市選挙区	9,681人
香南市選挙区	9,321人
香美市選挙区	7,582人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,189人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,425人
吾川郡選挙区	8,373人
高岡郡選挙区	16,621人
黒潮町選挙区	3,303人

人 事 委 員 会 規 則

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月5日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第4号

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則

警察官の任用に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「のうち次に掲げる事項」を削り、同項各号を削る。

第6条第1項第3号を削り、同項第2号中「身体検査の実施方法」を「採点」に改め、同号を同項第4号とし、同項に次の1号を加える。

（5）前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

第6条第1項第1号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

（1）採用予定人数

（2）受験資格

第6条第3項中「次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号」を「次」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）試験実施の概況

（2）試験成績表

（3）前2号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

第7条第1項中「、人事委員会が実施する採用試験の結果及び」を削り、「前条第3項第1号」を「前条第3項各号」に、「の合格者」を「又は昇任試験の合格者」に改め、同条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（職員の任用に関する規則の一部改正）

2 職員の任用に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「人事委員会の」を削る。

（高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部改正）

3 高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号ア中「身体検査の実施方法のうち検査項目若しくは判定基準又は体力試験若しくは実技試験の実施方法のうち試験項目若しくは採点基準」を「受験資格、試験科目又は採点若しくは判定の基準」に改め、同条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。